

研究員等派遣指導事業実施要領

(目的)

第1条 研究員等派遣指導事業（以下「派遣指導」という。）は、工業試験場職員又は工業試験場職員と外部専門家（以下「派遣研究員等」という。）を、集中的又は長期間にわたって企業へ派遣し、企業の技術力の向上とより一層の活性化を図ることを目的とする。

(指導の範囲)

第2条 指導の範囲は、企業が工業試験場の所有する特許及びノウハウ等を利用した技術及び製品開発、又は、企業独自では解決が困難な製品開発等に関する技術的課題等を解決するための支援、指導とする。

(指導の対象者)

第3条 指導の対象者は、次の各号に該当する企業とする。

- (1) 県内に本社、支社、生産施設又は研究開発施設等が立地すること。
- (2) 指導対象の技術支援が、生産性向上や技術力の向上に著しく寄与する、又は、その技術開発や製品化が、新規性、独創性、先端性等を有すると認められるもの。
- (3) 原則として、成果の公表が可能な企業であること。

(指導の期間)

第4条 指導の期間は、原則として、当該年度内とする。ただし、特に必要があると認められた場合は、最長3年間まで延長することができるものとする。

(派遣指導の依頼手続)

第5条 派遣指導を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別記様式1の指導依頼書を、工業試験場長（以下「場長」という。）に提出するものとする。

(派遣指導の決定等)

第6条 前条の提出があったときは、技術分野に対応する担当部が書面又は必要に応じて現地調査を行い、指導計画を立案（内容、方法、分担、期間、派遣研究員等の構成等）するものとする。

- 2 場長は、指導計画に基づき派遣指導実施の可否を決定するものとする。
- 3 場長は、派遣指導の実施を決定したときは、速やかに依頼者に対し、別記様式2の指導依頼の承諾を通知するものとし、外部専門家が指導にあたる場合は、別記様式3の派遣指導依頼にて外部専門家に指導を依頼するものとする。なお、派遣指導を行わないことを決定したときは、依頼者に対し、その旨を連絡するものとする。
- 4 場長は、派遣指導を行おうとするときは、あらかじめ、依頼者と別記様式4の研究員等派遣指導に関する協定書を締結するものとする。

(派遣研究員等の構成)

第7条 派遣指導には、原則として、一つの依頼に対して、工業試験場職員1名又は工業試験場職員1名と外部専門家があたると認められる場合は、この限りではない。

(派遣指導の方法及び場所)

第8条 派遣指導の方法は、出張して行うものとする。

- 2 派遣指導の場所は、依頼者の生産施設又は研究開発施設とする。なお、特に指導のために必要と認められる場合は、この限りではない。
- 3 依頼者は、派遣指導の期間内であれば、必要に応じて派遣研究員等に県内外への技術調査等を場長に別記様式5の派遣研究員等出張依頼書を提出することにより依頼することができる。

4 場長は、必要に応じて派遣研究員等に書面にて指導経過報告を求めることができるものとする。

(派遣指導結果の報告)

第9条 派遣研究員等は、派遣指導期間終了後速やかに別記様式6-1の派遣指導報告書、別記様式6-2の派遣指導日報告書及び別記様式7の派遣指導成果報告書を場長に提出しなければならない。

(派遣指導企業の報告)

第10条 依頼者は、派遣指導が終了した日から20日以内に別記様式8の派遣指導結果報告書を場長に提出しなければならない。

2 依頼者は、原則として成果品等を展示会又は工業試験場が行う成果発表会等で公表するものとする。

(派遣指導の中止及び内容変更)

第11条 依頼者は、技術開発等を中止し、又はその内容等を変更しようとするときは、別記様式9の指導変更依頼書を場長に提出し、別記様式10による指導変更依頼の承諾を受けるものとする。ただし、指導期間の変更については、当該年度を越えることはできないものとする。

(知的財産権の取り扱い)

第12条 派遣指導によって生じた発明等の知的財産権については、原則として依頼者と派遣研究員等とに帰属するものとする。ただし、知的財産の持分や経費等については、別途協議して定めるものとする。

(派遣研究員等の遵守事項)

第13条 派遣研究員等は、業務上知り得た企業秘密等については、他に漏らしてはならないものとする。

(指導料)

第14条 依頼者は、工業試験場が派遣研究員等に支払う指導経費（派遣旅費及び謝金等）の合計金額の1/3に相当する金額を指導料として石川県に納めるものとし、指導料が100円未満であるときは、指導料を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、第8条第3項による派遣研究員等の県内外出張に係る指導経費は、依頼者が負担するものとする。

2 依頼者は、前項の指導料を石川県が定める期日までに石川県が発行する納入通知書により納めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年4月1日施行の技術支援研究員等派遣指導事業実施要領及び平成9年4月1日施行の研究開発型企业重点技術指導事業実施要領は廃止する。

3 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

4 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

5 この要領は、平成26年4月1日から施行する。